

# 經濟論叢

第十五卷 第一號

---

經濟發展と貿易……………	松 井 清	1
若きロックの自然法思想( )……………	平 井 俊 彦	15
ドイツ民主共和国における私的中小企業の 社会主義的改造について……………	金 鍾 碩	29
アメリカ原子力産業の独占構造と 国家の役割……………	金 田 重 喜	46
<b>書 評</b>		
R・ケルファーコーエン『イギリスの 国有化』……………	山 本 尚 一	61

---

昭和三十五年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# ドイツ民主共和国における 私的中小企業の社会主義的改造について

金 鐘 碩

は し が き

周知のようにげんざい東西の兩ドイツはその政治、経済、文化社会生活等のすべての領域においてそれぞれ全く対立する二つの発展コースをたどっている。ドイツでは戦後国民経済の急速な復興と発展とによって、一方ではいわゆる「経済的奇蹟」を生み出し、他方では人民民主主義制度の強固な発展の下に社会主義建設の基礎の完成に向って前進している。

かくしていまや、(東と西の経済発展の比較研究がさかんな今日)ドイツにおいて並存するこれら二つの国家の発展について全面的に比較研究すべき時期に至っているようにおもわれる。だがしかし日本においてはこれまで東ドイツに關しては残念ながら西ドイツとはちがってその経済事情に就いてか

かれたものが余りにも少ない。このことはわれわれの関心をなおしばらくの間東ドイツにのみきつけておくゆえんであるが、本稿でわれわれが取扱う問題はドイツ民主共和国(DDR)における私的中小企業の社会主義的改造である。

## 一 DDRの経済的任務とその 社会経済的構造

ドイツ民主共和国の勤労大衆はいまドイツ社会統一党(SED)とDDR政府の指導の下に第二次五カ年計画が自分たちに課している任務を、それ以前の諸計画において得られた豊富な知識と経験とに基づいて成功的に遂行している。ここでわれわれはまずはじめに非常な成果を取めたといわれる第一次五カ年計画について簡単にみておきたいとおもう。この計画は一九五一

年に始まって一九五五年に終っているのだが、計画の最終年度における工業の総生産高は一九五〇年度に比べて一八九・六%、さらに戦前の一九三六年度に比べるとじつに二倍以上に増大している。この計画で工業における年平均増大テムポは一三・八%であった。とくにこの計画の前半においては重工業部門の建設に力点がおかれ過ぎたために政策の若干の修正を余儀なくされるということもあったが、しかしそのおかげでこの国国民経済においてとくに弱体な部門であった重工業部門が新しく建設されたし、それによってまた国民経済の極端な不つり合の状態もある程度とり除かれるようになった。人民所有(国営)工業における労働者の平均賃金は四八%増大し、国民所得は七〇%増大した。

こうして一九五六年三月にひらかれたSEDの第三回党会議は、第一次五カ年計画でこのような諸成果を確認するとともに、この計画において発生した諸欠陥をも指摘した後で、第二次五カ年計画(1956-1960)における基本的任務をつぎのように定めた。すなわちこの計画の最終年度である一九六〇年度の工業総生産高を一九五五年度に比べて五五%(生産手段生産六〇%、消費資料生産四〇%)増大させる。その年平均増大率は九%であるが、それと同時に生産過程の機械化、自動化がひろくおこなわれ、社会主義工業では七時間労働日制と週四〇時間制が採用される。こうして国民所得は一九五五年度に比べ

て少くとも四五%増大される等々。

しかし一九五七年一〇月のSED第三回中央委員会総会<sup>2)</sup>は、この計画のそれまでの遂行状況を考慮して工業総生産高を五五%増大させるというさきの党会議の決定を修正し、それを三四%に引下げた。これは年平均増大率六・六%を意味する。ところでいまこの計画の遂行状況をみると、工業総生産高は初

年の一九五六年度を除いて、一九五七年と一九五八年の各年度計画はそれぞれ超過遂行された。年増大テムポは一九五六年度の七%、一九五七年度の八%、そして一九五八年度の一〇・九%と高テムポを維持している。このようにたえず高揚していく経済発展のなかで、一九五八年七月一〇日より一週間にはわたってひらかれたSEDの第五回党大会において、全ドイツ人民にとって歴史的意義のある一つの重要な報告—W・ウルブリヒト第一書記の「平和の確保、社会主義の勝利及び平和愛好民主的國家としてのドイツの國家的再統一のための闘争」が採択された。この報告のなかでW・ウルブリヒトはとりわけ現在のドイツにおける基本的矛盾が民主平和勢力と軍国主義勢力との間の矛盾であるということ、したがってそれ故に現在最も差し迫っている任務の一つはドイツにおける平和の確保であるということとを強調しながら、平和愛好民主的國家としてのドイツの再統一のための闘争の任務とSEDにおける社会主義の勝利への道<sup>3)</sup>を強調しながら、平和愛好民主的國家としてのドイツの再統一のための闘争の任務とSEDにおける社会主義の勝利への道を経済、イデオロギー及び文化の諸領域において解決さるべき

諸課題を提示し、目下の主要な経済的任務として、一九六一年までに重要な食料品と消費財においてこの国の勤労者一人当りの消費量が西ドイツの全住民一人当りのそれに追いつき追いつくほどにまでこの国の国民経済を發展させることを提起し、そして彼は第三次五ヶ年計画（1961—65）における経済發展の総路線を基礎づけた。このような課題を成功的に達成するためには、もちろん国内における物材と生産予備のより完全な利用、国民経済のより改善されたかつより完成された計画化と管理制度の確立、社会主義競争と革新者運動による新しいより大きな労働の飛躍及び社会主義的国際分業のより一層の發展等々が期せられねばなるまい。かくしていまや最も重要な任務が社会主義経済部分にふりかかってきたのである。第一表によつてもわかるようにそれがこの国民経済の基礎をなしているからである。だがしかしそれと同時に国民経済においてはなるほど絶対的にも相対的にもその比重は小さいとはいへ、いまなお少なからぬ私的諸企業が残っているのであつて、例えば一九五六年末におけるその数は、手工業と小工業諸企業において二四万八三一五、私的工業諸企業において一万五三九〇、そして私的小売商店と飲食店において九万八二四八存在していた。

F・エルスナーは国土の分割は、人民民主主義のほかの國ぐにとはちがつてこの國では各種の経済的諸形態が相対的により長い期間並存することを必然ならしめるとのべているが、右の

第1表 DDRの社会経済構成

	1950年	1958年
<b>工業（総生産高別による）</b>		
社会主義的企業	76.5	89.0
このうち人民所有企業	74.1	84.8
協同組合企業	1.6	4.2
半国家的企業	—	3.2
資本家的企業	23.5	7.8
<b>農業（農業の耕地面積別による）</b>		
社会主義的セクター	5.7	37.8
このうち人民所有農場	2.7	5.8
農業生産協同組合	—	29.4
その他の人民所有及び社会的経営形態	3.0	2.6
20ヘクタールまでの勤労個人農民（単商品生産者）	69.9	52.1
20ヘクタール以上の富農及び資本家的経営	24.4	10.1

Heinrich Rau: DDRにおける社会主義の勝利への道 Вопросы Экономки, No. 9. 1959, стр. 86.

事實はこれらの私的企業をもそのすべて可能な方法において社会主義建設に積極的に引入れ、而して社会主義的な發展の道に

おいてそのイニシアティブを十分に利用しようとするような政策を採用すべき必要性を規定づけるのであって、それはまたこれらの中間層の社会主義的改造の問題の全内容をなすのである。しかし簡単に私的中小企業の社会主義的改造といってもそれぞれ別の経済的内容からしてすべてを同じ形態の下でおしすすめるわけにはゆかない。それ故にW・ウルブリヒトはSEDの第三回党会議において、手工業の協同組合化、私的企業に対する国家の資本参加及び私的小売商業の委託販売制度等について言及した後で、「それ故にわれわれは中間層の各成員たちとともに社会主義への移行の道をさがし求める必要がある……そのないうちいうることになった諸形態が発展するであろう」とのべている。つきにそれぞれの諸形態についてみることにしよう。

(1) *Protokoll der 3. Parteikonferenz der SED*, 2. Bd. S. 1026~1031.

(2) *Neues Deutschland*, Berlin 20. 10. 57.

(3) *Beschluß des 5. Parteitagés der SED Über der Kampf um den Frieden, für den Sieg des Sozialismus, für die Nationale Wiedergeburt Deutschlands als friedliebender, demokratischer Staat*, Dietz Verlag, Berlin, 1958.

(4) 実際にはこの計画は第二次五ヶ年計画の残りの期間と合せて「平和と人民の福利、幸福の」七ヶ年計画(1959~1965)にきりかえられた。

(5) Oelbner, F.: *Die Übergangsperiode vom Kapitalismus zum Sozialismus in der DDR*, Akademie Verlag, Berlin 1955, S. 20.

(6) Ubricht, W.: *Die Entwicklung des deutschen volksdemokratischen Staates 1945~1958*, S. 365.

## 二 手工業の生産協同組合化

戦後平和経済の建設と住民の生活水準の急速な発展過程においてドイツの伝統的な手工業は積極的な協力を示した。作業能率のよい手工業を保護し、手工業の特技作業を高め、かつ全体の経済のわく内でもより一層の発展の可能性を手工業に与えるために、一九五〇年八月九日に臨時人民議会は「手工業奨励法」を採用した。この法律の規定によるとまず手工業企業とは通常一〇人未満の従業員をもつ企業である。手工業企業の所有者として許可を受けている者だけが独立の手工業的活動を行う資格を与えられ、州政府の物材供給線によってその生産と修理作業に必要の物材の供給がなされ、そしてそれと他の経済との間の関係は契約によって規制される。手工業はその価格形成に参加することを許され、その課税は簡単化される。手工業の所有者及びその従業員は強制社会保険に加入せられる。つきに手工業協同組合にかんするその規定では、手工業組織にぞくする個々の企業の所有者はその自由意志に基づいて個々の企業

の経済的並びに組織的な結合を意味する手工業協同組合（購買  
―販売協同組合）に結びつくことが出来る。ここでは個々の企  
業の独立性は触れられずに残るが、しかし各手工業の任務は主  
として協同組合を通じて解決される。国家諸機関や公共団体に  
よって支持されかつ助成されるこの協同組合は、その経済的任  
務の遂行のために卸業の性格をもつことがみとめられ、さらに  
法人税、営業税、固定資産税及び売上税等の諸税はとくに有利  
に決められるし、銀行からは最も有利な条件でクレディットが  
許与され、そして国家の注文にさいしては何よりも先ず協同組  
合が考慮されるようになってゐる。こうして協同組合はそれに  
結合されている企業の生産活動の発展、組合員に対する原料、  
補助資材、機械、工具及びその他の経営手段の調達、企業の技  
術的完成の援助、供給及び修繕注文の取付、商品の質や価格に  
対するコントロール、製品の販売の組織化、各種技術的視察の  
支持援助及び組合員の民主的社會教育等々の任務をもつてい  
る。州の手工業會議所は手工業、小工業及び手工業協同組合を助成  
するために各郡にその事務所を設けて組合の指導にあたるよう  
になつてゐる。

ところでここでいわれている手工業協同組合はその組織的内  
容と経済的任務からみてなほ低次のものでしかない。しかしと  
くに一九五三年半ばの新経済政策の採用以後、住民の生活状態  
のより急速な改善のために私的諸企業を社会主義建設により一

層強力に引入れるという任務が提起された。このことはまた手  
工業協同組合のさらに強力な発展をも要求することになつたが、  
進歩的な手工業の親方と職人たちは手工業生産協同組合に結合  
しはじめた。こうして一九五五年八月一日に D D R 政府は  
「手工業生産協同組合にかんする指令」<sup>2)</sup>を發布するに至つた。  
これによると、(一)生産協同組合に結合しうるのは手工業名簿ま  
たは営業名簿に登録されている手工業者、小工業企業の所有者、  
その従業員及び家族労働者などであつて、(二)すべての組合員は  
同権で、労働の収益は働きに応じた分配の原則に基づいて分配  
され、原則として賃金労働者は雇傭しえない、(三)これまでの手  
工業の購買―販売協同組合及び産業生産協同組合は組合員總會  
の決定によつて手工業生産協同組合に転化することが出来る。

いま「手工業生産協同組合にかんする模範定款」によつてこ  
の協同組合の組織内容をもう少し詳しくみることにしよう。手  
工業生産協同組合は D D R の法規と地方の国家権力諸機関の決  
定によつて指導されるが、それは計画にしたがつて労働し、組  
合員の専門的な資格化と徒弟の育成、組合員間の政治的並びに  
文化的生活の発展、価値高い消費財貨の生産、地方の生産的予  
備のより完全な利用などをその目的とし、組合員はドイツの手  
工業の質的労働のよき伝統を受けつぎ、組合をたえず発展させ  
ることによつてその生産を協同組合的労働の範例にまで高める  
ことをその任務とする。このような目的と任務の下に生産協同

組合は生産手段の観点から二つの発展段階をもつ。すなわちその第一段階では協同組合に結合された手工業者、職人、労働者及び事務員は原則として共同で注文を受け、手工業者自身の仕事場において手工業者の機械でもって生産するが、生産手段の利用にあたってはその所有者と組合との間に結ばれた使用契約によってその使用料が支払われる。ただしその所有者が協同組合から脱退したばあい協同組合が別に生産手段を調達した時、もしくは彼の脱退後おそくとも三カ年たてばこの契約はその効力を失うことになっている。

他方手工業者は自分たちの生産手段を協同組合に持ち込むことも可能であつて、その場合（組合との間に売買契約が結ばれ、それは彼の脱退もしくは除名によつても有効である）生産手段は官庁の査定によつて評價され、その代金は組合員総会で決められた期間に分割で支払われる。こうしてそれは協同組合の財産となるが、この段階での協同組合の手産手段は、(一)組合員の私的財産であつて協同組合の原則に基づいて共同生産のために使用されるものと、(二)協同組合の財産として組合によつて取得されたもの（これは『生産手段台帳』に記載される）とからなる。

つぎに第二段階では、生産は協同組合所有の一つの仕事場において、多くの仕事場においてもなされる。組合員は協同組合への加入にあつて、自分たちの機械、工具、生産場所、倉

庫などを組合に持ち込む。それらは官庁の査定によつて評價され代金は一〇年内に分割で支払われる（総会がその期限を別に定めない限り）。これらの生産的要素は生産手段台帳に記載され協同組合の共有財産となる。したがつてこの段階の協同組合の生産手段は(一)組合がその財産として取得したものと、(二)利用のために國家から引渡されたもの（これは國家的財産として残る）とからなつてゐる。

生産協同組合に加入する資格のあるものとしては、手工業または営業名簿に登録されている独立の手工業者と小企業の所有者、職人、労働者、技手、技術者、事務員、家族労働者及び満一六歳以上の補助成員があげられるが、なおほかに組合員候補として一五歳以下のものも採用される。組合員の脱退は自由であるが、彼は経済年度の終る少くとも三カ月前にその旨を提議し、その理由を書面に記して経済年度末の總會の決定にまたなければならぬ。組合員は組合内での文化的並びに政治生活に積極的に参加し、組合長の指令に服務しなければならぬと同時につぎのような義務を果さなければならぬ。すなわち彼は協同組合の計画によつて定められた任務を遂行し、地方内部の生産的予備を摘発利用し、製品の質と労働の質をたえず改善し、競争によつて生産コストを引下げ、協同組合の収益性を高めねばならない。彼はまた労働生産性の増大のために技術的に基礎づけられた労働ノルマの作成と採用、及び物材消費の節約

第2表 手工業生産協同組合の発展

年度末	PGHの数	組合員の数	企業の作業 (百万マルク)
1953年	47	1130	9.0
1954年	50	1449	14.0
1955年	85	2290	23.7
1956年	239	6209	65.3
1957年	295	8125	118.7
1958年	2107	61567	603.3

10 Jahre DDR-Zehn Jahre Wirtschaftlicher  
Aufstieg (Statistische Materialien—I),  
Dokumentation der Zeit, Heft 192, 1959,  
S. 20.

のために技術的に基礎づけられた物材消費ノルマの作成と採用にあたって組合に支持協力をなさなければならぬし、さらに自分たちの資格をたえず改善し高め、徒弟を積極的に養成しなければならぬ。組合員の報酬は労働の質と量に応じてなされ、労働ノルマと物材消費ノルマは、毎年点検される。協同組合の活動は国家的任務によって決定された計画にしたがって郡会議の援助の下に作成された組合の計画と経済計算原則に基づく。協同組合の資金は(一)分割ノオンド及び(二)共同ノオンドからなる。

このように生産手段の協同組合化したがつてその社会化に基礎をおいた手工業生産協同組合は一九五三年にはたった四七形成されただけであつて、その組合員数も一三〇人にすぎなかつた。協同組合の形成にあつては何よりもまずそれが手工業

者の安定した将来を保證するという点が多くの手工業者自身によつて認識されなければならない。云いかえれば協同組合に加入することによつて従来の生産資材の調達に対する心配がなくなり、新しいより能率的な機械と設備を取入れることが可能となるばかりでなく、そうすることによつてのみ自分たちの収益性をも高めることが出来るのだということが手工業者自身によつて十分に納得されねばならないことである。それ故にDDR政府はとくに協同組合の発展のためにこれまで多くの援助を与えてきた。とりわけドイツ投資銀行によつて有利な条件で長期信用が与えられている。許与された資金は協同組合の生産とサーヴィスにとつて必要な建物の建設とその拡張のため、及び機械、運搬具、経営設備、例外的には工具などの調達のために使用され、また建物や機械などの繕修理のためにも使用される。融資にさいしてはもちろん協同組合の収益性や担保物件の寿命にしたがつて返済が決定されるが、その償却額は原価償却の高さにまで決定される。したがつて例えば建築企画の場合には最少償却率は二%、機械の調達の場合ではその率は8.1%と決定される。そして資金の返済は融資された次年度の一月一日でもつて開始されるようになってゐる。こうして手工業生産協同組合はげんげいその飛躍的な発展を示しているのであつて、例えば一九五八年九月にはその飛躍的な発展を示しているのであつて、例えは三万八一六〇人(さらにこの年の終りにはさらに二、一〇

七、組合員数六万一、五六七人)に、増加している(第二表参照)。それはまた個人的手工業に比べてより高い労働生産性をもって仕事している。例えば一九五七年に手工業全体における従業員一人当りの作業高が一万二五八マルクであったとすれば、他方手工業生産協同組合のそれは一万一四五五マルクであった。その結果協同組合の収益性は大いに高まっている。一例をあげれば現在ゲラ県では一四の各種手工業生産協同組合(建築業三、被服三、製靴四、テレビ・ラデオ、肉屋、梯子製造、ホイラー製造等各一)は一九五六年末から一九五七年度の初めの数カ月間にその純利益を一一万一〇〇〇マルクから一三万八〇〇〇マルクに、そしてその固定資産を一〇万六〇〇〇マルクから二一

万六〇〇〇マルクにそれぞれ増大することが出来た。このような利益金は組合の社会文化的支出に、技術的裝備の拡大と、近代的な機械の買入れなどのために使用されている。ところで手工業生産協同組合が質的にも量的にも発展してくると、組合に対する指導の問題はもはや従来の手工業会議所のわく内では解決されえないばかりか、他方においていろいろの職種からなっている各種の生産協同組合の指導は地方の国家権力機関の仕事をますます複雑にせずにはおかない。それ故にハレ県でははやくから県下の各生産協同組合はそれぞれの組合の政治的並びに経済的發展、計画化、経済計算制などの諸問題を共同で解決するための一作業班を形成していたのだが、それがさらに発展

して協同組合協議会の形成となった。同様の組織はライプツヒク県においてもつくられ、ここではそれは手工業生産協同組合の顧問会議という形をとっている。こうして現在各県では一定の地域内で各種協同組合の統一的な指導を可能にし、かつそれらの全体的な発展の見通しを与えようとする組織形態の確立に向っている。

- (1) Das Gesetz zur Förderung des Handwerks, Zur Ökonomischen Politik der SED und der Regierung der DDR, 11 Juni 1945 bis 21. Juli 1955, S. 352~362.
- (2) Verordnung Über Produktionsgenossenschaften des Handwerks, Gesetzblatt der DDR-Teil I, Nr. 72.
- (3) Das Musterstatut für Produktionsgenossenschaften des Handwerks, Karteibuch des Gesetzes des DDR, 110 Nachtrag.

### 三 私的企業に対する国家の資本参加

すでにのべたように第一次五カ年計画で設定された重要な国民経済的課題を解決するために私的企業に対しては大衆消費財の生産と輸出生産の拡大を要求するとともに國家の注文もまた増大した。多くの私的企業家はこれを契機としてその生産能力を拡大し、機械及び生産設備を更新しはじめたが、しかしそれは資金上の困難にぶつからざるをえなかった。というのはそ

のための充分な自己資金が彼らの手許にはなかったからである。そこで彼らはこの資金調達のために納税期限の引延しや勘定の不払いやクレディットの返済義務の不履行などの不正行為に訴えるようになった。もちろんこのような不法行為がながく放置されるはずはなかった。彼らは逃げ道を求めて政府に接近しはじめ、そして国家的援助の問題を提起するに至った。このような問題はまた多くの手工業者からも提起されたが、そのさい彼らに対してはその協同組合的發展の方向が指示されている。

一九五五年一月〇月二十七日にひらかれた(BB)の第二五回中央委員会總會において、經濟の私的セクターに対してそれが計画にしたがって生産を増大し、人民所有經濟との間の契約制度をひろく發展さすべきこと、人民所有企業は契約の締結者として私的企業に対し資材の供給をなし、銀行その他の金融機関は私的資本家的企業及び手工業に対する租税、価格、及び信用政策を通じてこれらの私的企業が投機的行為に出られないように、したがってそれらが計画で予定された任務を遂行することによって正常な利益をうるようにコントロールすること、及び住民に対する消費財の供給の改善と輸出の増大のために私的諸企業の生産的經驗を十分に利用し、これらの企業で不足する資本に対しては國家の資本参加によってそれがまかなわれべきことなどが決定された。そのさいSEDとDDR政府の諸方策は、DDRにおける資本主義から社会主義への過渡期の特異具体的

な諸条件から出発して、私的諸企業を短期間において絶滅するのではなくあらゆる可能な方法によってそれらのキャパシティとイニシアティブをこの國の社会主義建設において積極的に利用するという観点に立っている。したがって國家の私的企業への資本参加によって作業能率の高い企業管理がくり出されるとともにそれがさらに發展するであろうことを期待したのである。この決定に基づいて一九五六年一月一二日にDDRの閣僚會議々長はドイツ投資銀行に対し、かかる私的諸企業に対しては國家の資本をもって参加しうべき権限を賦与した。私的企業への國家の資本参加は通常商法上の手続にしたがってなされ、そのさい合資会社設立されるが、そこでは私的企業家は無限責任社員、そしてドイツ投資銀行によって代表される國家は有限責任社員となる。かくしてこれら両社員間の關係は一応商法上の慣例によって規制されることになっている。だがしかしこれら兩者の關係はこれだけに止まるものでは決してない。まず國家参加の企業はすでに半社会主義的の性格をもつようになっている。それ故にDDRでは現在この企業を半國家的企業」とも「國家—私的会社」とも特徴づけているばかりでなく、それが一つの重要な經濟的ウチラードを構成しているのである。私的企業家は労働權力にますますかたく結びついているし、DDRの社会主義とともに自分たちの将来を見つめている。彼らは生産手段に対する國家との共同所有者として企業利益の

配当に与っているばかりでなく、それと同時にこの企業の支配人として適当な報酬すなわち固定給をも受けてついている。さらにまた彼らと労働者との間の関係も同様に変わつてきている。国家の資本参加の企業では労働者に対する擧取が一定限に制限されているので、労働者は直接に生産の改善、コストの引下げ、及び企業の収益性の増大に強い関心を示し始めている。

このような国家参加の企業は現在地方の国家権力機関、ドイツ発券銀行、民主的諸政党並びに諸組織などの強力な支持の下に注目すべき発展を示しているが、いまこの企業に關係のある政府の諸指令——一九五六年五月二九日付の「國家参加の企業並びにその社員の課税にかんする指令」、同年八月一日付の「國家参加の企業の所屬並びに指導にかんする指令」、一九五七年五月六日付の「國家参加の企業における社員並びにその夫の強制社会保険にかんする指令」、及び同年六月一日付の「人民所有経済における賃金制度の國家参加の企業での適用にかんする指令」等——によってこの企業の性格をもう少し詳しくみよう。

まず私的企業が國家参加の企業に転化するにあつては、(一)不動産を帳簿価値または公定価格で持込むか、(二)機械・機械設備及び磨損されたその他の固定資産とともに帳簿価値または固定資産税の基礎とされた部分価値の総額で持ち込むか、(三)營業権、固定資産のその他の非物的經濟財を帳簿価値で持ち込むような場合には課税されない。また國家参加の企業の開始帳

尻における固定資産が私的企業の決算におけるよりもより高く評価されるような場合、それによつてあばかれた含み財産は価値補正勘定が設備勘定を高めるためになされない限り、設備対象の価値補正勘定から控除されるし、他方設備勘定を高めるのはあばかれた含み財産が価値補正を越える限りでのみ考慮される。無限責任社員である私的企業家の支配人としてのその職能に対しては一定の報酬すなわち固定給が支払われ、それに対しては勤勞所得税が課税されるが、売上税や不動産取得税などは私的企業が國家参加の企業へ転化する限り徴収されないことになつてゐる。

つぎに國家参加の企業の所屬と指導については、欲望に應じた生産の目的とその保証のために、地方的意義をもつ企業は郡會議に所屬されてその地方經濟課によつて指導統制される。県並びに郡會議は(一)企業の計畫案の作成を助け、(二)計西課題の遂行、資材及び國家資金の令目的な使用をコントロールし、(三)國家的任務や契約を履行し、生産物の品質及び品種が國民經濟的要求に適應しうるようにこの企業に対して援助を与えなければならぬ。とくに県會議の地方經濟課は無限責任社員とその協働者を県の技術・經濟顧問會議に引入れるようにしなければならない。さいごに國家参加の企業の無限責任社員は自主的にドイツ保險協會の保險義務に服さなければならぬし、一九五七年六月以降は人民所有經濟における賃金——給料表が國家参加

の企業においても採用されるようになった。

それではこのへんでこの企業のこれまでの発展状況を見ることにしよう。さて一九五六年六月にドイツ投資銀行に対してなされた国家的資本参加契約の申込件数は四九二件であつて、このうち承認されたものは一二件、そして会社契約が成立したものはわずかに九件であつた。しかしこの年のくれにはその申込件数は七九一件に増え、承認されたものもその約半数の三九八件、そして契約が成立したものは一八五件とそれぞれ増えている。月平均にして約六〇件の契約申込みがあつたわけである。さらに一九五七年の第一・四半期までには八六五件の申込みがあり、このうち四八四件はすでに承認されたし、そして契約の成立をみたものは三一五件であつた。申込件数のうち約一〇％は拒否されているが、それらの大部分は小生産者の企業であつて、むしろそれらには手工業生産協同組合に加入することによつてそのキャンペーンを十分に拡張しようということが示された。

こうして国家参加の企業数は一九五七年度の四四〇から一九五八年には一五四二に、そ

第3表 工業部門別による国家の資本参加契約数と  
総資本に対する国家の資本の比重 (1957.3.31日現在)

工業部門	成立した 契約数	国家の資本参加	
		1000マルク	総資本に対する 比重
基礎資材工業	39	4862.2	52.9
金属加工工業	98	14053.8	49.1
軽工業	118	19697.9	34.2
食料工業	26	4370.7	44.0
建設工業	29	3110.0	58.9
その他の工業部門	5	435.0	71.9
工業	315	46529.6	44.2

*Viertel Jahreshefte Zur Statistik der DDR, Heft 2.*  
1957, S. 59 より作成。

第4表 工業総生産高においてしめる各所有形態の比重

年次	社会主義的 企	半国家的 業 企	私的企業
	パーセント		
1956年	88.6	0.3	11.1
1957年	88.6	1.2	10.2
1958年 I~II	88.7	2.4	8.9

*Statistische Praxis, Heft 1. 1959. S. 8.*

してその従業員数は一三万人以上に増大したし、この国の工業総生産高においてしめるその比重は一・二％から三・二％に増大した(第三・第四表参照)。ところで国家の資本参加にあつては契約申込み企業に対する綿密な調査検討がその企業において社会主義的財産の維持と増大に対する充分な保証が存する

か否かという観点からなされている。こうして許与された国家的資金は契約協定によってその使途方法が決められるが、ドイツ発券銀行にはその統制のための義務が負わされている。いま国家資金の使用方法についてみると、総資金のうち企業のキャッシュ・パントリーの拡張のために一五・六%、総修理を含むその他の投資に一二%、租税の支払いに一一・〇%、ドイツ発券銀行の生産クレディットの返済及び流動資金の強化のために四六・〇%、人民所有企業並びに施設に対する支払いに七%、そして私的企業に対する支払いや配当金の支払いその他に八%が使われている。国家の資本参加は平均して二九万三〇〇〇マルクであって、軽工業の諸部門では企業当り平均九万マルク、機械製作部門では一三万五〇〇〇マルク、そして食料品・嗜好品工業部門では一六万八〇〇〇マルクである。また国家参加の企業の総資本に対してしめる国家の資本の割合は工業全体で平均して四四・二%である。一九五七年の第一・四半期に私的工業総生産高においてしめるこの企業の割合は約七%であるが、この割合の大きい諸部門を示せば、乗物と重機械製作の各々一七%、精密機械・光学の一六%、電気技術、金属製品及び繊維工業の各々九%などである。反対にその低い諸部門はガラス・陶器工業の〇・五%、パルプ・製紙及び製本業の一・一%、印刷・複写工業の二・六%、鉱業の二・五%、及び化学工業の二・九%などである。私的企業に対する国家の資本参加によって、大家消費財の

生産は著しく増大したし、それと同時に機械、機具、圧縮機、乗物、農業機械、コンクリート製品及びその他の生産財の生産もまた大いに増大したのであって、それによってこの国の国民経済上重要な意義のある工業諸部門の生産の基礎が大いに拡張されるようになった。国家参加の企業は一九五八年の第一・四半期から第三・四半期までの間にその生産を前年同期に比べて一一・九%に増大したし、私的工業企業のそれは一〇・九%であった。労働生産性は一二・二%（同一〇三・六%）に増大した。その結果国家参加の企業の収益性はひじょうに高まっていて、さらにその輸出能力も大いに拡大している。こうして昔から内外で声望の高かった多くの私的諸企業が、いまでは国家参加の企業として発展しているが、それには例えばカール・マルクス・シュタット県のワイスパッハ兄弟商会やクルンシェヴィッツのクライゼル兄弟会社などが含まれている。

- (1) *Dokumente der SED*, 5. Bd. S. 486~487.
- (2) Die Anordnung über die Besteuerung des Betriebes mit staatlicher Beteiligung und ihrer Gesellschaften, Gesetzblatt der DDR-Teil I, Nr. 50.
- (3) Die Anordnung über die zuehrnung und anleitung der Betriebe mit staatlicher Beteiligung, Gesetzblatt der DDR-Teil I, Nr. 73.
- (4) Anordnung über die Sozialpflichtversicherung der

Gesellschafter und deren Ehegatten in Betrieben mit staatlicher Beteiligung, Gesetzblatt der DDR-Teil I, Nr. 40.

(5) Anordnung über Anwendung des Tariffsystems der volkseigenen Wirtschaft in privaten Betrieben mit staatlichen Beteiligung vom 15. Juni 1957, Gesetzblatt der DDR-Teil I, Nr. 44.

(6) この国の行政区画についてみると、県、市県（一四県あり）、このうち一県すなわちカールマルクス・シュタット（市）県は市県となっている）、都市（民主ヘルリン）、各郡（郡には市郡と地方郡とがある）、及び各市町村となっている。そしてこれらの各地方の議会（Tag, Versammlung, Vertretung）が地方の国家権力機関をなすのであって、それらの議会が執行機関としての各会議（Rat）が選出される。各会議はより上級の会議に従属することになっているがその頂天には共和国閣僚会議が立っている。尚一九五二年七月以降州は新しく形成された県と郡に再編制された。序いでこの注は拙稿「DDRにおける社会主義工業管理制度の発展について」経済論叢第八十四巻第一号五九頁の「注一」において誤植があったために理解しにくい点があったと思われるので重複をいとわず付加した次第である。

#### 四 私的小売商業の委託販売制度

住民の生活水準を改善するうえにおいてこれまでみてきたような大衆消費財の直接の生産増大が根本的な意義をもつことは云々までもないが、さらにまた生産されたこれらの消費財貨を住民に対して供給する小売商業もまた流通部門において重要な役割を演じている。ところでDDRでは、すでに第一節で述べたように小売商業においては卸売商業の部面とはちがって私的経営がなお少なからず現存しているのであって、一九五七年度における商品総取引高において私的小売商業のしめる割合は三〇%以上であった。とくにさいきん数年間に、住民の生活状態をより一層改善し引上げるためのSEDとDDR政府の諸方策により、私的小売商人たちは従来よりもずっと豊富な商品により多く住民に供給することが出来るようになった。この面ではこの国の社会主義建設においてよき協力をなしてきたということができるのである。

一九五六年二月にドイツ民主国民党幹部会の主催の下にこの国の全県から集まってきた私的小売商人たちはDDRの社会主義建設においてどのような協力をなすべきであるかという問題について議論をおこなったが、そこにおいて彼らは自分たちの豊富な職業上の経験と知識によってこの国の社会主義建設に一層強力に参加しようとする新しい形態と方法を見出すべき必

要性があるという認識に至った。そのさいこのような方向がならしかの行政的な強制を伴ってなされるべきではないということが強調されるとともに、それについての一連の提案がなされた。すなわち彼らの一グループからは彼らが国营企業や国家卸売商業の商品を自分たちの店でより多く住民に販売することが可能であるばかりでなく、消費卸売商業や国营販売所の商品を委託販売することも出来るという提案がなされたし、また他の多くからは彼らの職業上の能力と経験とを協同組合商業機関や国营商業において利用することが出来るかどうかという提案もなされた。だがしかしこの後の提案は受け容れられるには至らなかった。その理由についてW・ウルブリヒトはSEDの第三回党会議においてつぎのようにのべている。すなわち「われわれはそのようなことには卒直にいつて関心がないと云いたい。われわれはこれらの商人が国营または協同組合商業機構において働くことを欲しないからではない……われわれにはちがった考えがある。すなわち現在の諸関係の下では私的商業と国营または協同組合商業との間の競争は一定の利益をもたらすという意見である。自分たちの義務をはたしている私的小売商人は住民に対する供給に役立っているばかりでなく、かれらはある意味で官僚主義との闘争においてわれわれを助けている。官僚主義は国营または協同組合の多くの販売所において存在している」。

一九五六年五月三十一日にUDRの商業・供給省は国营卸売商業の委託販売者としての私的小売商人の引入れにかんする方針を出したが、これによって私的小売商業における委託販売制度の試験期ははじまるのである。この年の一月一日にはさらにこの方針に対する第二の補足が出されて工業品の部門においても国营卸売商業は私的小売商人と委託販売契約を結びうる可能性が与えられた。私的小売商人の委託販売契約制度への引入れにあつてこの国の商工会議所は地方の国家権力機関や民主的諸政党並びに諸組織との密接な協力の下にその動員力として動いているばかりでなく、その発展のためのすべての前提をもつくり出している。だがしかしはじめのうちには国营商業の従業員たちは委託販売の私的小売商人を自分たちの危険な競争相手だとみなして、その契約の締結を妨げるような態度をとったり、さらにまた国家―経済機関の若干の働き手たちはいろいろのセクト的なふるまいによって私的小売商人の社会主義的発展をおくらせたりして仲々うまくゆかなかつたようである。その後これらの誤った態度はもろもろ是正されたし、国营卸売商業と私的小売商人との間の関係もまた新しく発展した。すなわち私的小売商人たちは以前よりも多くの国营卸売商業の商品を住民に供給しているし、住民の需要調査において彼らはその長年の職業経験によってきわめて有益な協力をなしている。そればかりではない、さらに委託販売商人の手数料が点検の結果、低

いことが判れば直ちにそれを引上げるといった具合である。こうして現在私的小売商人ばかりでなく、飲食店、カフェー及びホテルなどの経営者もまたこのような委託販売契約の締結の下に経営している。

いまこの委託販売制度の発展状況をみると、商業・供給省は一九五七年度中に一〇〇〇の委託販売契約をかくとくするという目標を立てていたが、じつさいにはこの年の一〇月にすでにこの目標は達成された。それはこの年の第二・四半期において可成り良好な契約の進展があったからであるが、この年の初めの数カ月間にはまだ契約締結数は約五〇〇件にすぎなかった。それも靴や繊維品の分野に多く、家庭用品、家具及び薬種などがそれにつづいていた。しかしこの年の一月三〇日までは一二六一件の委託販売契約が結ばれた。例えば工業品においては五七三件、生活資料においては四九四件、そして飲食店では一九四件それぞれ締結された。さらに一九五七年の終り頃には契約締結数は一五〇〇件に増えた。これによって私的小売商人の委託販売制度の試験期は一応終わったものとみなされるようになった。だがしかしそれには若干の欠陥もあったことを忘れてはならない。すなわちW・ウルブリヒトはこの年の一〇月にひらかれたSEEDの第三三回

第5表 私的委託販売商人の数 1958

別 別	合 計	こ の う ち		
		食料・嗜好品 販売所	飲 食 店	工 業 品 販 売 所
ロストック	334	154	110	70
シュヴェリン	250	93	108	49
ノイブランデンブルク	449	187	183	79
ポツダム	687	253	312	122
フランクフルト	251	75	115	61
コツトブス	332	96	157	79
マグデブルク	1016	342	525	149
ハレ	1213	510	535	168
エルフルト	473	116	204	153
ゲラール	599	190	310	99
ズール	310	67	174	69
ドレスデン	688	377	149	162
ライプツィヒ	1112	519	314	279
カールマルクスシュタット	763	326	246	191
民主ベルリン	664	371	130	163
総 計	9141	3676	3572	1893

中央委員会総会で「過去においては大体経済的に強力な小売商業経営に向って、多くの中小の売商業経営を等閑視してき

た。このような状態は克服されねばならない」と批判している。こうして商業・供給省は一九五八年度における目標としてとくに中小の私的食料品商業と私的飲食店の大部分をこの契約制度の中に引入れるべきことを強調するとともに、その一作業グループはそれまでに集められた経験と、私的商人や民主的諸政党その他によるいろいろの提言とに基づいてそれまでの方針を再検討するようになった。一九五八年度における発展については第四表の示す如くきわめて注目すべき発展を示している。すなわち締結された委託販売契約数は全部で九一四一に増加している、とくに飲食店の契約締結数の増加は著るしいものがある。このような発展の結果としてこの国の私的小売商業と飲食店において委託販売商業のしめる割合は一二%、それと同時に小売商業において社会主義セクターの占める割合は七三・〇%にそれぞれ増大した。

(1) *Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftlichen Statist. 1945-1958, S. 384.*

(2) *Ullrich, W.: Referat aus der 33. Tagung des Zentral-Komitees der SED 16 bis Oktober 1957, Dietz Verlag, Berlin 1957,*

## 五 ち す び

一九四五年七月以来DDRでは民主的ブロック政策が採用さ

れてきたことは周知のとおりであるがこんどのSED 第五回党大会においてもこの政策は堅持されている。SEDのドイツ民主共和国における社会主義建設のプログラムを完全に支持している民主的ブロックの各党—ドイツ民主国民党、キリスト教民主同盟、ドイツ自由民主党及びドイツ民主農民党はすでにその成果が確認されている中間層の社会主義的改造の諸形態をより一層強化するとともに、まだ残っている多くの中間層をもこの道に立たせるための方策をこんごも追求していくことを決定している。こうしてこれらの各党はげんざいとりわけ民主ドイツ民族戦線の活動を通じて都市や農村の居住地域でのそれらの勢力範囲において広範な住民層の意識水準を社会主義的に高め、かつ西ベルリンや西ドイツの住民に対しては社会主義的発展の道こそがドイツにおいて恒久平和を保証するのだという観点から啓蒙活動をひろく展開しているのである。

以上によってわかるように、SEDとDDRの政府による私的諸企業の社会主義的改造は、ドイツの特殊具体的諸条件によって、これらの民主政党並びに諸組織の積極的な協力の下に徐々に推進されているのであって、その本格的な発展はなお今後に残された重要な課題である。がその際に社会主義的發展の道に立っている諸企業のみより一層の強化発展がきわめて重要な意義をもっていることは云うまでもない。それ故にW・ウルブリヒトはさきの第三三回中央委員会総会において閣家参加の私

的企業と人民所有企業との間の協業関係を確固とした組織的關係とするために国家参加の私的企業の有限責任社員の仕事をドイツ投資銀行に代って人民所有企業に引渡すことが適切であるかどうか研究すべきことを提案している。更に一九五八年二月の経済管理制度の改革によってこれらの地方的意義をもつ工業企業や私的工業並びに手工業の諸企業は県の経済会議と郡の計画化委員会とによって管理・指導されるようになったが、それによってこれらの諸企業を国民経済の地域総合的計画にますます強力に引入れるための可能性がづくり出されたのである。

(1) W. Ulbricht: *Referat auf der 33. Tagung des Zentral-Komitees der SED, 16 bis 19 Oktober 1957*. Dietz Verlag, Berlin 1957.

(2) 拙稿「DDRにおける社会主義工業管理制度の発展について」経済論叢第八十四卷第一号五四―五九頁参照。